たつおか

附錄

改正『村税』について

（役場）

こんどの村税改正は

①、村税を擴充して村の財政をゆたかにし、村自治の自主確立を計る。

②、税金（國税、地方税）の負擔を合理化し、均衡を計る。

③、税行政の責任在所を明らかにする。

④、財産と所得を重点に課税する。

という、シャープ勧告の基本原則によつて改正されています。皆様も、もう既に役場の通知や、新聞等で御承知と思われますが、まだ徹底しないところや、わからないところがありましたら質問して下さい。

村民税

○印は問　△印は答

○それではうかゞいますが、まず村民税の今迄と変つた点について御話し下さい。

△今迄は世帯主だけが納税義務者で、一軒のうちに、働き手が何人おつても世帯主の外には課税されなかつたが、新しい税法による村民税は所得のある成年はすべて納税義務者で、一軒の家に成年の働き手が何人もあれば、その一人〳〵が獨立した納税者となるわけです又今迄は資産割と見立割の綜合課税でしたが、新税制では所得割と均等割とを納める事になります。

※非課税

○税金を納めでもいゝ人はごういふ人ですか。

△非課税には三つあります。その一つは不具者及未成年者です。これは所得割、均等割共にかゝりません。しかし獨立した生計をし、前年に十万円以上の資産所得（土地、家屋等から生ずる所得）又は事業所得（農、工、商業等から生ずる所得）があつた場合にはかゝります。

○そこでうちでは未成年者の給與所得がありますがかゝりますか。

△未成年者や不具者の給與所得はいくら多額でもかゝりません。

○未成年者とは何月何日現在何才以下のものをいゝますか。

△今年の賦課期日は八月一日ですから、八月一日現在満二十才未満の者をいゝます昭和五年八月二日以後に生れた人ですね。

その二は寡婦です（未亡人の事をいゝます）寡婦には均等割、所得割共にかゝりません。だが本年八月一日現在で十八才以上の子がある場合と前年に十万円以上の所得があつた場合にはかゝりますその三は同居の妻です。これは均等割のみ非課税です。しかし夫が納税義務を負はぬ場合はかゝる事になつています。

○うちの近所には最近結婚した婦人が會社へ勤めていますが所得割はかゝりますか

△かゝります。

※納税義務者

○納税義務者について判り易く御話し下さい。

△八月一日現在村内に住所を有するもので、前年に所得のあつた成年に對し所得割と均等割とがかゝります。

○八月二日以後一家轉出してしまつた場合はどうなりますか。

△八月一日に当村にいたので本年度の税金は当村へ納める事になります。その場合當村の中に居住してゐる者のうちから納税管理人を定めて申告し、この管理人が納税に関する責任を負ふ事になります。

税金は三期とか四期に分納して貰いますが、前半期しか竜丘に居住していなかつたから、後半期は納めでもいゝだろうと解釋されては困ります。

○それからうちの隣の主人が轉出証明を持つて遠山へ仕事に行つてゐますがどちらでかゝりますか。

△さつき八月一日現在村内に住所を有する者といゝましたが、この住所は生活の本據であるので、必ずしも轉出証明を持つて行つたとかいふ事で判断せらるべきものでなく、妻子等が居る所等を生活の本據に見て課税せられるのが適當と言われて居りますので、当村でかゝります。

※所得割

○所得割はどんな方法によつて算定せられますか。

△今年に限つて前年税務署へ納めた所得税額に對し一割八分を掛けて出たものが所得割になるわけです。

例へば一萬円税務署へ前年分の所得税を納めた場合は一、八〇〇円が所得割となるわけです。

○それでは所得割は税務署へ所得税を納めた人だけ出すのですか。

△そうです。

○源泉徴收による税額に對してもかゝりますか。

△かゝります。

○今所得割の算定について「今年に限つて税務署へ納めた税額」といゝましたがその他のにはどんな方法がありますか。

△所得割課税對象には次の三つがあります。

①、總所得金額

②、總所得金額から所得税額を差引いた額

③、所得税額

で何れも前年のものによることゝされてゐます。

○その三つの中どれを採つて課税對象とするかはどこで決めますか。

△村の議會で決めるわけです

※均等割

△次に均等割について御話しませう。

税金は能力に應じて負擔することが理想でありますが均等割は貧者も富者も頭割で平等に負擔するもので、悪平等と思はれますが、若し所得割だけが課税されるとすれば、所得税も納めず又村民税も出さず、村の學校、衛生、交通、配給等の施設を利用し、一切の施設に要する費用の分擔をしないことになつてしまふ人が出來るわけですから、均等割がかゝる事になつたのであります。

それで均等割を納める事により「それがどう云ふ形で自己に還元してくるかという自治運営のあり方について関心を持ち、村の施設運営に監視と批判を怠らないようになり、施設は充實し適切な運營がされる事になるといふこともも大きな理由として含まれているわけです。

○そこで均等割は何円宛かゝりますか。

△個人は四〇〇圓、法人は一、二〇〇円です。

○所得があつたか無いかはどうして判定しますか。

△所得があつたか無いかの問題は事實認定が理想とされてゐます。御老人の少し位の所得は課税の對象とするのは適當でないものと考へられるので男七十才以上、女六十才以上の（何れも八月一日現在で）ものは所得が無いものと看做す様にこの村では決めました。

但しその世帯に外に納税義務者か無い場合はかゝりますそれで八月一日現在二十才以上で、男七十才未満、女六十才未満のものはすべて所得があつたものと看做し均等割がかゝります。

然し特別な事情があるもの所得が事實なかつたと云ふ人は九月二十二日までにその旨申告する様掲示しました。

○うちでは農家で六反歩耕作してゐます。働き手は父母私と妻、弟（成年）ですが先程の話では同居の妻には均等割がかゝらないそうですが、母や妻はかゝらず父、私、弟の三人がそれ〴〵四〇〇圓宛納めるのですか。

△そうです。

※均等割の輕減

○近所に生活扶助を受けてゐる氣の毒な家庭がありますが、所得割や均等割がかゝりますか。

△生活扶助を受けてゐる家庭は所得割も均等割もかゝりません。それから均等割の輕減措置があります。

その㊀は扶養親族を持つておる納税義務者は、扶養親族一人について三〇圓宛均等割から引けます。但し一二〇円を超す場合は一二〇圓となつてゐます。その㊁は納税義務者が扶養親族（前年十二月三十一日現在六十一才以上のも）の者は一〇〇円引けます。

○この前の納税嘱託員會の話では家業専從者は一〇〇円位引ける様な御話しでしたが。

△家業専從者を一〇〇円引ける様御話ししましたが、これは所得税法の関係で來年からと云ふ事になりました

※減免申請

○うちの親類に昨年十一月まで會社に勤めてゐた者が居りますが、本年一錢の所得も無いのですが村民税はかゝりますか。

△前年所得のあつたものに對し、課税せられる事が原則となつて居りますが、本年になつて一錢の所得が無いものに税をかけるのは無理ですから減免申請を村長に出して戴きたいのです。

※納期限の延長

○次に村民税の納期の延長の事で伺ひますが、親類に入院患者がゐます。急病で切開手術などし、いろ〳〵で金も相當使つた様ですが、納期の延長は出來ませんか

△納期の延長は次の場合に出來ます。

①、今話のあつた病氣のため澤山出費したため村民税の納付が困難の場合

②、災害を被り必要がある場合

には村長に村民税の納期限の延期の申請を出すのですね、この場合三ケ月を超えない限度において許可せられます。

※村民税の申告

○この頃村民税の申告をしましたが、毎年あゝした申告をするのですか、又前年の總所得金額や、税額、源泉徴收金額も書いて出しましたが、税務署へ出したものより少なく申告した時にはどうなりますか。

△村民税の申告は毎年六月十日までに前年の總所得金額税額、扶養親族及不具者（前年十二月三十一日現在にある）の氏名を記載した申告書を出す事になつてゐます。

その際源泉徴收の對象となつた所得總額、所得税額、徴收義務者の氏名等も申告することになつてゐます。

又少なく申告した場合、偽の申告をした場合等には一年以下の懲役又は二十萬円以下の罰金に處せられる事になつています。

正當な事由が無く村民税の申告をしなかつた場合は三万圓以下の過料が科せられる事になつてゐます。

○大分判りました。それでは村民税の課税對象になる所得について税務署の決定が著しく均衡を欠いてゐる場合又は所得税の非課税の範圍にあるもの（所得金額が一萬五千円未満で税務署へ申告しなかつたもの）で少なく申告した村では均衡課税が出來ますか。

△そういふ場合があると思います。税務署で總所得金額が過少であつても更正決定しなかつた場合、又は所得税の非課税の範圍で少く申告した場合、所得税法に基づく所得を村で計算して村民税をかける事が出來る事になつてゐます。

この場合、村長は算定總所得金額を税務署長に報告することになつてゐます。

※報奨金

○報奨金の制度がありますか

△あります。納期より早く納税するものに對し、報奨金が付きます。その場合は税額の百分の一に納期前の月數を（この月數が一ケ月未満の場合十四日以下は切捨て、十五日以上は一ケ月とする）を掛けて出た金額が報奨金となります。

※備蓄納金

○今迄村税引当の備蓄納金をしましたが、一月や二月になると金が取れなくなるのでこの備蓄納金を二月、一月のものへ引當して貰つた場合備蓄納金、報奨金と重復して貰へますか。

△今あなたの御話の通り正月二月となると金がなくなるので、二月や正月より引当たいと思ひますが、もしどうしても今月の税金に引当てゝほしい方は申出てもらい度いと思ひます。

重復して報奨金を出します

固定資産税

○固定資産税の舊税制と変つた点について御話し下さい

△舊税制では土地に對し地租及附加税、家屋に對しては家屋税と附加税がかゝつてゐましたが、この土地家屋の外に事業の用に供することの出來る資産として、償却資産が加わつて固定資産税となつたのです。

それから地租や家屋は賃貸價格を基礎として課税せられ、然も賃貸價格は國で決定してゐましたが、こんどは土地、家屋、その他の固定資産の價格（評價格をいふ）を用い、その價格は村が決定することになつたのです。

○それでは價格といふのはどういふものですか。

△法では適正な時價をいふと言つてゐますが、今年は家屋では賃貸價格へ九〇〇倍を、土地では畑に對し一、〇八〇倍、畑以外の土地は九〇〇倍を掛けたものが價格となるわけです。

この價格の評價については後から御話ししますが、村に固定資産評價員と云ふ人が出來て、土地や家屋等について毎年一月一日現在の現況によつて評價するものであります。

○税金の算定方法は。

△今申上げた價格に對し百分の一、六を掛けて出たものが税額になるのです。

これを即算すると家屋は賃貸價格の一四倍四が税金です。畑は一七倍二八。畑以外の土地は賃貸價格の一四倍四が税額です。

一〇〇円の賃貸價格の家屋は一、四四〇円税金がかゝります。

※納税義務者

△それから納税義務者について御話しませう。

固定資産税は毎年一月一日現在の固定資産の所有者にかゝるのですが、本年に限り四月一日現在の所有者にかゝります。

※使用料

○賦課期日の四月一日に國有の農地で小作人に賣渡されてゐない農地についての税金はどうなりますか。

△使用者に税金がかゝります

○そうするとこの使用者は國へ使用料と村えの税金と二重に納めるのですか。

△そういふ事ですね、この使用料には税金相當額が含め

てないので、使用料と税金とを納める事になります。

※非課税

○税金のかゝらぬ固定資産はありますか。

△あります。先づ國、縣、村財産區、日本國有鐵道、こゝには關係が無いが日本放送協會、日本專賣公社、固定資産ですっそれからまだ〳〵あります。國、縣、村財産區が公用公共の用に供する固定資産、宗教、法人がその用に供する家屋境内地等、墓地、保安林、公共の用に供する道路、用悪水路、堤こう、學校に於て保育教育の用に供する固定資産、その他國寶、史蹟、名勝、重要美術品として指定又は認定された固定資産となつてゐます。

但しこの固定資産を有料で使用してゐる場合はその使用者に使用してゐる部分について税金がかゝります。

○それではその使用者が年度なかばで変つた場合はどうなりますか。

△その場合は月割を以つて前の使用者と、後の使用者と税金をわける事になります

※免　税

○免税点のことについて御話し下さい。

△昭和二十七年以降は土地、家屋、償却資産を合せて價格が三万円に満たない場合は免税となります。

今年と來年に限つて土地、家屋、償却資産がそれ〴〵一万円以下の場合は免税となります。

※所有者課税

○ではそのことで伺いますが先程納税義務者のこころでの御話では、所有者にかけるとの話でしたが、私のうちでは十年程前にお爺さんが死亡してゐるのですが名義はまだ変つて居りませんこんな場合は免税になりますか。

△それはお爺さんが死亡した時に既に相續人が決つてゐたわけですね、その相續人の土地と合計した價格が一萬円を超した場合はかゝります。

○ではこんな場合はどうでせう。父と息子があり、その息子がこんどの農地改革で初めて土地を買つた場合一万円以下であれば免税になりますか。

△免税です。

○納期の延長の事で伺いますが、村民税の所で承つた災害又は病人があつて、特別金がかゝつたりして、もう一、二ケ月すれば蚕繭の代も入るので延期して貰い度いといふ場合、延期になりますか。

△村民税のこころで御話しした様に病人が出來て特別に金がかゝり、税金を出すのが困難である場合、災害を被り税金を納める事が困難な場合には村長に固定資産納期延長の申請書を出すのですね、村長は三ケ月を超さない限度で許可する事になつてゐます。

○次に生活保護を受けてゐる人の固定資産税はかゝりますか。

△かゝります。しかしどうしても納める事の出來ない事由等があれば、減額又は免税することも出來る様になつてゐます。

今申した減額や免税の事は生活保護を受けてゐるものばかりでなく、生活のために困り、親戚や近所の人達がその生活を見てゐる場合も對象となります。

又水火災等で家が毀れたり流れたり、田畑の農作物が流れた様な時も本人から申請すれば村議會の議決を経て減免する事が出來る様になつてゐます。

○今年區で道路を擴めました時に農地が潰れたのですがこれはどうなるのでせう。

△そうしたものは早く區長と連絡して「道路成」の手續をする事ですね「道路成」の手續は司法事務局へ出しますと、道路となり農地でなくなるので税金がかゝらぬ事になります。

それから固定資産税減免申請書が役場にありますので大々至急出して下さい。

然し二歩や三歩位の場合は減免してくれない場合もあると思います。

※償却資産

○さて、六ケ敷い償却資産について御説明下さい。

△この償却資産というのは先に申した通り、土地、家屋以外の事業の用に供することの出來る資産で今その資産が活動してゐてもかゝるのです。

その資産とは機械、器具、備設、建物で、繰り返し使用することによつて消耗、毀損してその効用を減ずる又は発明とか、改良、技術等の進歩によつてその價値が減ぜられるもので、帳簿價格を減額して行く固定資産をいふのです。

○この固定資産は農家ではどんな様なものが該當しますか。

△工具、器具、備品等はこれを固定資産として課税すべきか消耗品として非課税にするか取扱が困難と思はれるので、地方自治廳財政課長奥野氏は耐用年數一ケ年以上、取得價格千円以上のもの位を對象としてはどうだろうと言はれてゐますがはつきりした事は十月末日までに償却資産の申告をせねばならない事になつてゐるのでそれまでには判ります。

それからこの申告に基づいて假算定税額を出し十二月二分の一、二月に二分の一を納め、來年九月末日までには償却資産の價格を決定する事になつてゐます。

○固定資産税の令書が來てから自分で計算した價格や税額と違つてゐる場合はどうしたらいゝのですか。

△地方税法が七月三十一日に國會を通過し、即日施行となつたので村でも轉手古舞で事務を進めました。特に農地改革によつて土地の移動が澤山あり、未登記のものもあつたので間違つてゐる場合があると思ひます。村では十月一日から十日頃までの間に關係帳簿の閲覧を願い間違のあるものは訂正したいと思ひますから掲示が出ましたら土地家屋を所有してゐる人はこの期間中に委員閲覧確認を願いたいと思ひます。

一筆毎の土地家屋の面積、賃貸價格、評價格は是非何處の家でも明瞭に記帳しておいてほしいものです。

※評價員

○固定資産評價員はどんな任務を持つものですか。

△村長の指揮を受けて固定資産を適正に評價して、村長の行ふ價格の決定を補助する責任のある任務を持つてゐますので、住民から全幅の信頼感の寄せられる者とされてゐます。

それで村長は、この評價員を選ぶのに固定資産の評價に関する知識や經驗のある者の中から選んで村の議會の同意を經ねばならぬことになつてゐます。この評價員は議會の議員、農地委員後から御話する固定資産評價審査委員會の委員とは兼ねることが出來ない事になつてゐます。

○評價補助員も置くことが出來るそうですね。

△そうです、村長は必要がある場合にはこの評價に関し知識や經驗のある者の中から選んで評價員の補助をさせることが出來ることになつてゐます。

それからこの補助員を置きますか。

△この補助員は是非必要だから相当數選んで適正な評價をして貰い度いと思つてゐます。

○それではこの評價員や補助員は家屋、償却、資産、土地について實地調査して評價するわけですね。

△そうです。家屋は何年も前に賃貸價格が付いたまゝ程度が悪くなつてゐるもの又は板屋根が瓦屋根になつたりしていろ〳〵に変つて來てゐるのを評價するわけです。

○そこで土地などは價格は毎年変らぬと思いますが、始めに話のあつた賃貸價格に對し畑一、〇八〇倍、畑以外の土地九〇〇倍、は毎年同じですか。

△毎年一定してはゐません。それで地方財政委員會では毎年一月一日現在の時價の價格を決定し、村長に通知される事になつてゐます。

※審査委員會

○次に固定資産評價審査委員會はどんな任務を以つてゐますか。

△固定資産の評價に不服の場合申出て審査をして貰ふ機關です。

○その委員はどういふ方法で選び何人ですか。

△村の納税義務者のうちから村議會の同意を經て村長が三人選任します。

○任期は。

△三年です。然し最初に選任せられたものは一人は一年一人は二年、一人は三年で村長かくじで定める事になつてゐます。

○それでは毎年一人づゝ変つて行く事になりますね。

△そうです。

※報奨金

○報奨金の制度はありますか

△村民税と同様です。

自轉車税及荷車税

○自轉車税にも非課税がありますか。

△あります、國、縣、村、日本專賣公社、日本國有鐵道の所有してゐる自轉車と荷車です。

○税額は幾何ですか。

△自轉車一台二〇〇円、リヤカー、中小車二〇〇圓、大車四〇〇圓、荷積の牛馬車二輪車六〇〇円、四輪車八〇〇円です。

○毎年何月何日の所有者にかゝるのですか。

△四月一日現在の所有者にかゝります。

○それでは極端な例として三月二十日頃廢鑑し四月十日頃又鑑札を受ける様な脱税行爲をしたものにはどうなりますか。

△そういふことが出來ないように村では四月一日現在で車があれば（少し位こわれていても修理すれば使用出來るものも含む）鑑札の有無にかゝわらずかゝります全く解体して車としての使命の無いものは別ですが。脱税行爲をしたものに對しては一年以下の懲役若しくは一万圓以下の罰金に科せられます。

○自轉車や荷車の減免措置はありますか。

△天災その他特別な事情がある場合、生活のために村から生活扶助、親類や近所から生活扶助をうけてゐる人でどうしても減免を必要とする者は村長に減免の申請を出すのですね。

○自轉車や荷車の申告を先日しましたが、虚偽又は申告しなかつた場合には罰則規程がありますか。

△虚偽な申告をした場合、六ケ月以下の懲役又は五千円以下の罰金、それから申告しなかつた場合三萬圓以下の過料を科することになつてゐます。

地代、家賃統制額の改正について

今年の八月一日以後の分については「地代」「家賃」の統制額が改正されて高くなりました。要点を示すと左の通りであります。

一、理　由　固定資産税（土地や家屋の税金）が高くなつたり諸物價が高くなつて、今迄のものでは均衡がとれなくなつたから。

二、統制額

◎地　代

土地の坪賃價	坪當地代（月額）	60—72	2圓15錢
8錢未滿	1圓12錢	73—85	2圓36錢
8錢以上—20錢迄	1圓32錢	86—98	2圓56錢
21—33	1圓53錢	99—111	2圓70錢
34—46	1圓74錢	112—125	2圓99錢
47—59	1圓94錢	125—139	3圓21錢

（以下略）

◎家　賃

(1)、昭和二十一年九月卅日以前から定めのある家賃（部屋貸しを除く）

（A）

建築完成の時期	對賃貸價格係數	18	3.6
昭和15年以前	2.9	19	5.4
16	3.0	20	5.5
17	3.5	21年9月迄	5.6

（B）

その建物の敷地の地代（前記地代計算による）

家賃＝（A）に（B）を加えた額

(2)、昭和廿一年十月一日以後に定められた家賃の修正率

建築完成の時期	修正率合計	19	8.56064
昭和13年以前	24.3倍	20	6.98368
14	22.556	21	2.5584
15	20.056	22	1.6445
16	16.968	23	1.08
17	12.936	24	1.09
18	10.792	25	1.12

（附）二十一年十月一日以後に定められた家賃は必ず届出し許可のあつた額が定まつているべきで、その額へ右の修正率を乘じた額が統制額です。

三、統制されないもの

①、一時使用の建物及敷地

②、昭和廿五年七月十一日以後、新築に着手した建物及敷地

③、事務所、店舗、倉庫、工場の建物及敷地

④、學校、病院等の建物及敷地

⑤、劇場、旅館、料理店、喫茶店等の建物及敷地

四、本年の八月一日現在での家賃は全部届出をしなければなりませんので、改めて役場から調査を致しますから予め地番や、坪數や、地代、家賃等はつきりしておいて下さい。

尚全然今迄に許可を受けてない方は、新しく許可を受けなければなりません。勿論前記の方法で計算した額以上の地代、家賃を定めて收受する事はできません。